



南城市志喜屋海浜施設条例施行規則をここに公布する。

令和8年9月1日

南城市長 大城 憲幸

南城市規則第26号

南城市志喜屋海浜施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市志喜屋海浜施設条例（平成18年南城市条例第123号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(施設の供用期間及び供用時間)

第3条 条例第11条に規定する施設の供用期間及び供用時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 供用期間 4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 供用時間

ア シャワー施設 午前9時から午後7時までとする。

イ 駐車場及び便所 24時間使用できるものとする。

2 指定管理者は、前項の供用期間又は供用時間を変更しようとするときは、利用者の安全管理体制及び人員体制等の根拠を示し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の許可申請)

第4条 条例第4条の規定により施設の利用許可を受けようとする者は、南城市志喜屋海浜施設利用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、南城市志喜屋海浜施設利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(安全管理体制の整備)

第5条 指定管理者は、施設の適正な管理及び利用者の安全確保のため、具体的な「安全管理マニュアル」を策定し、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者は、人命救助を最優先とする人員体制を構築するため、救命講習受講者（AED等）又は有資格者を適切に配置しなければならない。

3 指定管理者は、施設が海水浴場として指定されていないことを踏まえ、注意喚起表示の設置及び危険時の立入制限措置を徹底しなければならない。

（禁止行為の周知）

第6条 指定管理者は、隣接する漁港施設等への影響を鑑み、次に掲げる行為を禁止し、利用者への周知を徹底しなければならない。

（1） 漁船の航路の妨げとなる水上バイク等の使用

（2） その他管理運営上支障があると認められる行為

（自主事業及び利用料金）

第7条 指定管理者は、自主事業を実施しようとするときは、開始予定日の3カ月前までに事業計画を作成し、市長の承認を受けなければならない。

2 条例第14条第2項及び第3項の規定に基づき、シャワー以外の自主事業等の利用料金を定めようとするときは、市場性を考慮した妥当な金額を設定し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の減免及び還付）

第8条 条例第10条第2項ただし書きの規定により、既納の利用料金の返還を受けようとする者は、南城市志喜屋海浜施設利用料金返還申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を許可したときは、南城市志喜屋海浜施設利用料金返還決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（損害賠償及び保険）

第9条 指定管理者は、施設や設備等を破損又は汚損したときは、直ちに南城市志喜屋海浜施設破損汚損届（様式第5号）を提出しなければならない。

2 指定管理者は、施設の管理運営及び自主事業の実施に伴い生じ得る損害に備え、市が所有する施設のみならず、独自に設置する設備等も含めて、賠償責任保険等に加入しなければならない。

（施設・設備の引継ぎ）

第10条 指定管理者は、指定期間が終了するときは、次期指定管理者へ円滑な引継ぎを行わなければならない。

- 2 指定管理者が設置又は引き継いだ動産及び電気設備等について、引き継ぎ又は撤去方法等を、市、指定管理者及び次期指定管理者の三者で協議し、市がその調整に関与するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

南城市志喜屋海浜施設利用許可申請書

年 月 日

南城市長 殿

申請者

住所

氏名

（又は代表者名）

連絡先

下記のとおり南城市志喜屋海浜施設を利用したいので、南城市志喜屋海浜施設条例施行規則第 4 条の規定により申請します。

利用目的	
利用日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
利用人数	
利用施設	
備考	

様式第2号（第4条関係）

南城市志喜屋海浜施設利用許可書

第 号
年 月 日

殿

南城市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった南城市志喜屋海浜施設の利用を下記のとおり許可します。

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
利 用 人 数	
利 用 施 設	
使 用 料 の 額	円
注 意 事 項	

南城市志喜屋海浜施設利用料返還申請書

年 月 日

南城市長 殿

申請者

住所

氏名

（又は代表者名）

連絡先

南城市志喜屋海浜施設条例施行規則第 7 条の規定により、次のとおり返還を申請します。

利 用 目 的	
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
返還申請の理由	
返還に係る帰納 使 用 料	年 月 日 ～ 年 月 日 合計 円
備 考	添付書類：使用料領収書の写し

南城市志喜屋海浜施設利用料返還決定通知書

第 号
年 月 日

殿

南城市長 ⑩

年 月 日に申請のあった南城市志喜屋海浜施設の使用料の返還については、次のとおり決定します。

利 用 目 的	
利 用 施 設	
利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
決 定 内 容	☐ 返還する（ 円） ☐ 返還しない
返還決定の理由	
備 考	

様式第 5 号（第 9 条関係）

南城市志喜屋海浜施設破損汚損届

年 月 日

南城市長 殿

申請者

住所

氏名

（又は代表者名）

連絡先

南城市志喜屋海浜施設又は設備等を破損・汚損してしまいました。次のとおり届けます。

破 損 ・ 汚 損 し た 年 月 日	
破 損 ・ 汚 損 し た 原 因	
破損・汚損した施設又は設備等	